

平成26年5月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 緑川 正博

平成21年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償請求事件 (以下「第1事件」という。)

平成21年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償請求事件 (以下「第2事件」という。)

平成23年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償等請求事件 (以下「第3事件」という。)

口頭弁論終結日 平成26年1月20日

判 決

当事者の表示及び略称 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告ビュン及び被告教団は、原告Aに対し、連帯して330万円及びこれに対する被告ビュンについては平成21年8月29日から、被告教団については同月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告ビュン及び被告教団は、原告Bに対し、連帯して330万円及びこれに対する被告ビュンについては平成21年8月29日から、被告教団については同月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告ビュン及び被告教団は、原告Cに対し、連帯して440万円及びこれに対する被告ビュンについては平成21年8月29日から、被告教団については同月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告ビュン及び被告教団は、原告Dに対し、連帯して440万円及びこれに対する被告ビュンについては平成21年8月29日から、被告教団については同月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告A、原告B、原告C及び原告Dのその余の請求並びに原告Eの請求をいずれも棄却する。
- 6 被告ビュン及び被告教団の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は、原告A、原告B、原告C及び原告Dに生じた費用の3分の1と被告ビュン及び被告教団に生じた費用の4分の1と被告出版及び被告ポエマに生じた費用を原告A、原告B、原告C及び原告Dの負担とし、原

告E及び被告カンに生じた費用と被告ビュン及び被告教団に生じた費用の6分の1を原告Eの負担とし、その余の全費用を被告ビュン及び被告教団の負担とする。

8 この判決は、第1項から第4項までに限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由